

松山市子育て応援券交付事業実施要綱における登録店舗の指定等に関する要領

平成29年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市子育て応援券交付事業実施要綱（平成29年要綱第34号。以下「実施要綱」という。）第10条に規定する登録店舗の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録店舗の指定等)

第2条 実施要綱第2条第5号に規定する登録店舗として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同要綱第10条第1項に規定する指定申請書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

- (1) 店舗の位置図
- (2) 店舗の外観等を示す写真
- (3) 松山市愛顔っ子応援券登録店舗助成金口座振替（変更）依頼書（様式第1号）
- (4) その他市が必要に応じて提出を求める書類

2 申請者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 実施要綱第2条第3号に規定する対象製品を販売する店舗を松山市内に有すること。
- (2) 役員等（個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者ではないこと。

3 市は、登録店舗の指定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）が前項の要件を満たさなくなったときは、実施要綱第11条の規定により、その指定を取り消すものとする。

(指定事業者の遵守事項)

第3条 指定事業者は、実施要綱のほか次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、応援券が適切に使用されるよう努めること。
- (2) 市長が求めたときはその利用記録を開示し、提供すること。
- (3) 偽りその他の不正な行為によって不正に助成金を請求しないこと。
- (4) 偽造された応援券や実施要綱第7条に定める受給者以外による使用など応援券の不正使用を発見したときは、応援券の受領を拒否するとともに、速やかに市長に通報すること。

(調査等)

第4条 市長は、本事業の実施に際して必要があると認めるときは、指定事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

2 指定事業者は、実施要綱第12条第2項の規定による助成金の請求に係る関係書類について、請求した月の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(紛争の処理)

第5条 応援券の使用に際して指定事業者と利用者間に生じた紛争については、全て指定事業者と利用者間で解決するものとし、市は、その責めを負わない。

(秘密の保持等)

第6条 指定事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。指定の取消し後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、登録店舗の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。